

令和5年度 基山町地域公共交通活性化協議会 事業報告

(1) コミュニティバス利用促進

- ・時刻表及び運行ルートの見直し
⇒R5.10月ダイヤ改正
- ・ダイヤ改正に向けた時刻表の印刷及び周知
⇒10月1日号広報と併せて配布
- ・バス停の新設（けやき台北・けやき台中央・けやき台南）
- ・2号車の曜日分け運行を廃止し月曜日から土曜日まで同じダイヤで運行

(2) 運行実績の推移



令和4年度 基山町コミュニティバス 乗降者数 実績							
令和4年度	運行 日数	1号車		2号車		合計	
		利用 者数	1日 平均	利用 者数	1日 平均	利用 者数	1日 平均
4月	25	1,328	53	959	38	2,287	91
5月	23	1,179	51	863	38	2,042	89
6月	26	1,425	55	900	35	2,325	90
7月	25	1,380	55	971	39	2,351	94
8月	26	1,223	47	998	38	2,221	85
9月	24	1,208	50	925	39	2,133	89
10月	26	1,366	53	898	35	2,264	88
11月	24	1,245	52	1,021	43	2,266	95
12月	23	1,212	53	787	34	1,999	87
1月	22	1,017	46	651	30	1,668	76
2月	22	1,170	53	728	33	1,898	86
3月	26	1,404	54	989	38	2,393	92
合計	292	15,157	52	10,690	37	25,847	89
前年比	-1	-443	-1	867	3	424	2

令和5年度 基山町コミュニティバス 乗降者数 実績							
令和5年度	運行 日数	1号車		2号車		合計	
		利用 者数	1日 平均	利用 者数	1日 平均	利用 者数	1日 平均
4月	24	1,274	53	936	39	2,210	92
5月	24	1,375	57	798	33	2,173	90
6月	26	1,509	58	908	35	2,417	93
7月	25	1,413	57	813	33	2,226	90
8月	26	1,440	55	897	35	2,337	90
9月	24	1,395	58	816	34	2,211	92
10月	25	1,760	70	1,065	43	2,825	113
11月	24	1,559	65	1,165	49	2,724	114
12月	24	1,665	69	1,040	43	2,705	112
1月	23	1,394	61	847	37	2,241	98
2月	23	1,439	63	911	40	2,350	103
3月	26	1,501	58	970	37	2,471	95
合計	294	17,724	60	11,166	38	28,890	98
前年比	2	2,567	8	476	1	3,043	10

目標値	令和4年10月 ～ 令和5年9月実績値
1日平均利用者数 令和4年10月 ～ 令和5年9月 89人/日	1日平均利用者数 89人

令和4年10月から令和5年9月の利用者数の目標値を89人/日で設定した。
上記の期間一日あたり利用者数の実績値は約89人であり、目標を上回った。

令和5年度 コミュニティバス運行に係る決算

1. 基山町地域公共交通活性化協議会

		(令和5年度)	(令和4年度)	比較	単位:円
令和5年度決算報告	歳入	6,157,859	2,113,731	4,044,128	
	歳出	3,763,839	994,363	2,769,476	

2. コミュニティバス運行支援

		(令和5年度)	(令和4年度)	比較	単位:円
事業者運行費用(R5.4.1～R6.3.31) … ①		18,949,745	18,602,753	346,992	備考
運行に係る収入(R5.4.1～R6.3.31) … ②		1,463,460	1,452,340	11,120	
運賃収入	1号車	527,060	485,490	41,570	
	2号車	261,400	257,850	3,550	
回数券販売	1号車	313,000	306,000	7,000	きやまんきっぷ 322,000
	2号車	193,000	326,000	△ 133,000	げんきっぷ 237,000
	役場	169,000	77,000	92,000	フリーパス 116,000
(国)補助金(R4.10.1～R5.9.30) … ③		2,391,000	3,991,000	△ 1,600,000	地域内フィーダー系統確保 維持費国庫補助金
(町)負担金(R5.4.1～R6.3.31) … ④ (①－②－③＝④)		15,095,285	13,159,413	1,935,872	

3. 利用実績

令和5年度 総利用者数 28,890 人 … ⑤ (令和4年度 25,847人)

利用者1人当たりの運行費用(運行費用 ① / 利用者数 ⑤)

656 円 (令和4年度 717円/人)

利用者1人当たりの町負担費用(運行に係る町の負担額④/利用者数⑤)

523 円 (令和4年度 507円/人)

**令和5年度
基山町地域公共交通活性化協議会 決算書**

歳入

(単位:円)

款・項・目		予算現額	決算額	差額	備考
1	負担金	6,110,000	6,072,218	△ 37,782	
	1 負担金	6,110,000	6,072,218	△ 37,782	
	1 負担金	4,537,000	4,537,000		基山町負担金
	2 補助金	1,573,000	21,600		基山町オンデマンド交通実証運行事業 運賃収入
			1,513,618		令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費補助
4	諸収入	151,000	85,641	△ 65,359	
	1 預金利息	1,000	12	△ 988	
	1 預金利息	1,000	12	△ 988	普通預金利子
	2 雑入	150,000	85,629	△ 64,371	
	1 雑入	150,000	72,000		広告掲出料
			13,629		コミバスポイント基山シール会負担分
歳入合計		6,261,000	6,157,859	△ 103,141	

歳出

(単位:円)

款・項・目・節			予算現額	決算額	差額	備考
1	運営費		395,000	68,400	326,600	
	1 運営費		395,000	68,400	326,600	
	1 会議費		280,000	68,400	211,600	
	1 報酬		280,000	68,400	211,600	協議会(第44回、第46回)
	2 事務費		115,000	0	115,000	
	8 旅費		15,000	0	15,000	
	17 備品購入費		100,000	0	100,000	
2	事業費		5,811,000	3,695,439	2,115,561	
	1 事業費		5,811,000	3,695,439	2,115,561	
	1 事業費		4,238,000	3,695,439	542,561	
	11 需用費		750,000	547,827	202,173	印刷製本費、消耗品費等
	12 役務費		144,000	85,685	58,315	きのくにポイント、振込手数料
	13 委託費		2,337,000	2,256,227	80,773	基山町オンデマンド交通実証運行事業業務委託費等
	14 使用料及び賃借料		60,000	0	60,000	
	15 工事請負費		527,000	506,000	21,000	バス停設置費
	16 原材料費		270,000	227,700	42,300	バス停製作費
	25 積立金		150,000	72,000	78,000	
	2 事業費補助	18 負担金補助及び交付金	1,573,000	0	1,573,000	
3	予備費		55,000	0	55,000	
	1 予備費		55,000	0	55,000	
	1 予備費		55,000	0	55,000	
			55,000	0	55,000	
歳出合計			6,261,000	3,763,839	2,497,161	

歳入決算額(A)	歳出決算額(B)	返還金(A-B)	備考
6,157,859	3,763,839	2,394,020	町から協議会への負担金残額及び預金利息については基山町へ返還しております。

会計監査報告

令和5年度基山町地域公共交通活性化協議会の会計決算について関係諸帳簿
証拠書類により審査いたしました。

その結果、歳入歳出とも正確に記載がなされ、適正に処理されていることを
確認いたしましたので、ここに報告いたします。

令和6年5月21日

監事 平野 かすみ

監事 日高 紀子

令和 6 年度 基山町地域公共交通活性化協議会 事業計画（案）

令和 5 年度	令和 6 年度
(1) 地域公共交通活性化協議会 ・協議会開催（6 月、10 月（書面議決）、12 月）	(1) 地域公共交通活性化協議会 ・協議会開催（年 2 回 6 月、1 月）
(2) 利用促進に関すること ・時刻表及び運行ルートの見直し（10 月改正） ・ダイヤ改正に向けた時刻表の印刷及び周知（10 月 1 日号広報と併せての配布を予定） ・バス停の新設 3 か所（けやき台北、けやき台中央、けやき台南） ・周遊ルート開拓事業（おすすめルートの提案及び周知） ・広告募集（時刻表への広告掲載の実施） ・ふれあいフェスタでの利用促進イベント（割引きっぷ販売、マイダイヤ作成、塗り絵） ・企画乗車券の実施（移住体験住宅利用者への無料乗車券、広報における無料体験券等） ・げんきっぷ 20 枚綴りの販売 ・小学生フリーパスの販売 ・福祉課と連携した高齢者対象の乗車体験イベントの実施	(2) 利用促進に関すること ・時刻表及び運行ルートの見直し（10 月改正） ・ダイヤ改正に向けた時刻表の印刷及び周知（10 月 1 日広報と併せて配布） ・周遊ルート開拓事業（おすすめルートの提案及び周知） ・広告募集 ・ふれあいフェスタでの利用促進イベント（割引きっぷ販売、マイダイヤ作成、塗り絵） ・企画乗車券の実施（移住体験住宅利用者への無料乗車券、広報における無料体験券等） ・げんきっぷ 20 枚綴りの販売 ・小学生フリーパスの販売 ・<u>小学生割引きっぷ 11 枚綴りの販売</u> ・バス停の環境改善検討 ・福祉課と連携した高齢者対象の乗車体験イベントの実施
(3) バス運行事業所及び地域等との取組 ・出前講座等（運営委員会や各種サロンでバス利用の啓発）	(3) バス運行事業所及び地域等との取組 ・出前講座（運営委員会や各種サロンでバス利用の啓発）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) 地域公共交通活性化協議会												
協議会開催			●							●		
(2) 利用促進に関すること												
時刻表・運行ルートの見直し							●					
時刻表の印刷及び周知												
周遊ルート開拓事業												
広告募集												
企画乗車券の実施・乗車体験イベント												
(3) バス運行事業所等との連携												
出前講座等												

**令和6年度【当初予算(案)】
基山町地域公共交通活性化協議会 予算書**

歳入 (単位:千円)

款	項	金額
1 負担金	1 負担金	6,119
2 補助金	1 補助金	19,037
3 繰越金	1 繰越金	0
4 諸収入	1 預金利子	1
	2 貸付金	13,037
	3 雑入	150
歳入合計		38,344

歳出 (単位:千円)

款	項	金額
1 運営費	1 会議費	263
	2 事務費	138
2 事業費	1 事業費	18,856
	2 事業費補助	6,000
	3 償還金	13,037
3 予備費	1 予備費	50
歳出合計		38,344

**基山町地域公共交通活性化協議会
予算に関する説明書**

第1表 歳入歳出予算事項明細書

1. 統括

歳入 (単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 負担金	6,119	4,537	1,582
2 補助金	19,037	1,573	17,464
4 諸収入	13,188	151	13,037
歳入合計	38,344	6,261	32,083

歳出 (単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳		一般財源
				特定財源		
				国庫支出金	その他	
1 運営費	401	395	6	143	0	258
2 事業費	37,893	5,811	32,082	18,894	0	18,999
3 予備費	50	55	△ 5	0	0	50
歳出合計	38,344	6,261	32,083	19,037	0	19,307

2. 歳入

(款)1負担金

(項)1 負担金 (単位:千円)

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 負担金	6,119	4,537	1,582	1 負担金	6,119	町負担金
計	6,119	4,537	1,582		6,119	

(款)2補助金

(項)1補助金 (単位:千円)

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 補助金	19,037	1,573	17,464	1 補助金	19,037	国補助金
計	19,037	1,573	17,464		19,037	

(款)4諸収入

(項)1 預金利子 (単位:千円)

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1 預金利子	1	1	0	1 預金利子	1	
計	1	1	0		1	

(項)2 貸付金 (単位:千円)

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
2 貸付金	13,037	0	13,037	1 貸付金	13,037	町貸付金
計	13,037	0	13,037		13,037	

(項)3 雑入 (単位:千円)

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	150	150	0	1 雑入	150	
計	150	150	0		150	

3. 歳出

(款)1運営費

(項)1運営費

(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳		一般財源	節		説明
				特定財源			区分	金額	
				国庫支出金	その他				
1 会議費	263	280	△ 17	122	0	141	1報酬	263	活性化協議会 5,700円×7人×4回 モビリティ研究会 5,700円×9人×2回
2 事務費	138	115	23	21	0	117	8旅費	38	旅費
							17備品購入費	100	備品購入費
計	401	395	6	143	0	258		401	

(款)2事業費

(項)1事業費

(単位:千円)

本年度予算額の財源内訳						節		説明	
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	特定財源		一般財源	区分		金額
				国庫支出金	その他				
1 事業費	18,856	4,238	14,618	12,894	0	5,962	10 需用費	300	印刷製本費
								350	消耗品費
								100	ポイント付与機器修繕費
							11 役務費	640	通信運搬費、口座振込手数料
								90	きのくにポイント
							12 委託費	16,320	臨時便、実証運行事業委託
							13 使用料及び賃借料	60	地域活動車両借上
							14 工事請負費	616	バス停関係工事費
							15 原材料費	230	バス停補修材料費
24 積立金	150	広告収入積立							
2 事業費補助	6,000	1,573	4,427	6,000	0	0	18 負担金補助及び交付金	6,000	実証運行車両購入補助
3 償還金	13,037	0	13,037	0	0	13,037		13,037	元金
計	37,893	5,811	32,082	18,894	0	18,999		37,893	

(款)3予備費

(項)1予備費

(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳		一般財源	節		説明
				特定財源			区分	金額	
				国庫支出金	その他				
1 予備費	50	55	△ 5	0	0	50		50	
計	50	55	△ 5	0	0	50		50	

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

6 基交活協第 号
令和 6 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 6 6 6 番地
基山町地域公共交通活性化協議会
会 長 松 田 一 也

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和6年6月 日
基山町地域公共交通活性化協議会
会長 松田 一也

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

基山町は、東部の平地と西部の山間地という異なる地形を有する地域で面積22.15km²の約3分の2を丘陵地が占める土地である。民間の路線バスが運行されていない地域であり平成26年3月まで町内移動は町の無料循環バスが担っていたが、週2日ずつ3路線の曜日運行について、毎日運行を望む声があった。一方、町の財政負担増加の問題もあり、地域公共交通を取り巻く現状は一層厳しさを増してきている。

こうした状況の中で、今後は本格的な少子高齢化社会を迎えるにあたり、誰もが利用しやすい公共交通機関とし、移動手段を持たない町民の生活の支えとなる地域公共交通を確保・維持していくことは、町の重要な政策課題である。

町民にとってより利用しやすく、将来にわたり持続可能な地域公共交通体系を再構築するため、平成25年度に国の地域公共交通確保維持改善事業調査事業を活用し、町内公共交通の状況調査、公共交通利用者等ニーズ把握調査等を実施した。公共交通へのニーズと課題として、免許を持たない高齢者が主な利用者であり、スーパーや病院などの生活利便施設へのアクセス向上を目指した交通体系の構築が必要であることが明確となった。

そこで、生活交通ネットワークの確立、新たな幹線の検討と枝線のネットワークによるコミュニティバスのフィーダー機能としての確立、JRや高速バス等との連携を円滑に行う交通結節点の設定、交通空白地域の解消、多様な公共交通の運行主体の役割分担等を明確にし、住民、民間事業者及び行政が一体となった基山町地域公共交通総合連携計画に基づき、本事業を推進することとした。また、地域の生活を支え、公共施設の利用促進につながる生活に必要な公共施設や民間商業施設、医療機関等都市機能のネットワーク化等、公共交通を結ぶことによるまちづくりを推進している。

計画の進捗として、平成26年7月1日から再編したコミュニティバスの道路運送法4条許可による有料運行（全区間一律100円）を開始した。従前の基山町役場を発着としたルート設定から、住民の生活拠点である基山駅及び商店街を発着点とする新路線とすることで、より目的地に短時間で到着可能となった。また、各ルート週2回の曜日運行から、月曜日から土曜日まで毎日運行とし、そのため車両を1台から2台に増やすこととした。2台の車両は、利用者数の実績と道路状況に応じ、マイクロバスタイプとジャンボタクシータイプで使い分けることとした。従前の無料バスを有料バスにすることは、利用者数に大きな影響を与えることが危惧されたことから、利用者により利便性の高い望まれるダイヤ・ルートの設定を目指し、また、これまでバスを利用していなかった利用者層（潜在的な利用者）を獲得するため、PR活動等露出の機会を増やした。平成28年度に試験運行期間中の利用状況を調査し、弥生が丘方面への利用者数が増加傾向であることから、平成28年10月1日より弥生が丘方面へ本格運行を開始し「向平原（眼科前）」に新設バス停を設置、令和元年10月1日には新たに「高下団地北」、「高下団地南」、「高島団地北」の3箇所新たなバス停を設置して運行している。令和2年10月1日から三国丸林線の道路拡幅工事のため「高速パークアンドライド」のバス停を一時的に移設している。さらに、令和3年10月からは、アンケート等による住民要望等を踏まえて路線の延長及びバス停の新設を行うとともに、一部のダイヤの組み換えを行った。令和4年10月からは瀧光徳寺・若基小学校前にバス停を新設し、同時にダイヤの見直しを行った。

現在、本格運行を開始して約10年であるが、町民にも地域の足として定着している。地域の足として利用者層が広がる中で、様々なニーズになるべく応えられるような形で運行ルートの見直し等を行っているが、一方で運行ルート等が複雑になってしまっているという課題もある。令和2年の3月頃から新型コロナウイルス感染症の影響により乗車人数が大幅に減少したものの、令和3年度には若干増加傾向が見られ、令和4年度の実績においても前年度に比べて改善が見られた。今後は令和4年3月に策定した「基山町地域公共交通計画」に基づく諸施策を進めていき、乗車人数の更なる増加を図るための取組が必要と

なる。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

1日あたりの利用者数

評価指標	目標値			備考
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
利用者数	106人/日	111人/日	116人/日	別途、収支率も注視する

<目標値設定の考え方>

直近（R5.10～R6.3）の一日あたり利用者数の実績値は約106人であったため、今年度は106人/日を目標とする。なお、学童送迎実績が6人/日であるため、和7年以降の目標値は学童送迎を除いた数の5パーセント増を目標とする。

(2) 事業の効果

○事業効果1 日常生活における移動手段の確保

地域公共交通確保維持事業による本町のフィーダー系統（けやき台・高島線、宮浦線、園部線、本桜線、長野線）を維持することにより、定期運行による利便性の確保、高齢化が進む地域の移動手段が確保され、生活の質が維持される。

○事業効果2 広域移動を担う基幹路線への乗り継ぎ促進・円滑化

乗継拠点である基山駅、高速基山PAの各バス停でJR、甘木鉄道、高速バスの基幹路線への乗り継ぎが可能であるため、基幹路線の利用者数増加や持続的運行が見込める。

○事業効果3 公共交通を活用したまちづくりの活性化

歴史的にも交通の要衝の地であった基山町において、交通結節点を整備し、通勤・通学を含む潜在的な利用者層を獲得することで、住民の外出機会の増加による公共交通利用者数の増加を図り、まちの活性化へとつなげていく。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【バス運行事業所及び地域等との取組み】

- ・時刻表及び運行ルートの見直し（基山町、事業者）
- ・ダイヤ改正に向けた時刻表の印刷及び周知（基山町）
- ・周遊ルートの開拓事業（基山町）
- ・企画乗車券の実施【移住体験住宅利用者への無料乗車券・体験乗車券の配布】（基山町）
- ・町主催イベント等における利用促進の取組（基山町、事業者）
- ・高齢者対象の乗車体験イベントの実施（基山町）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」に記載
別途説明資料を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

基山町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・OD調査
- ・利用者アンケート（車内聞き取りアンケート等）

7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

平成 25 年 3 月 22 日（第 1 回）

基山町地域公共交通会議、基山町地域公共交通活性化協議会の合同会議開催

平成 25 年 6 月 23 日（第 2 回）（書面）

基山町地域公共交通活性化協議会の役員、予算について承認

平成 25 年 6 月 24 日（第 3 回）

基山町公共交通計画策定調査のプロポーザルについて承認

平成 25 年 9 月 17 日（第 4 回）

基山町公共交通の調査計画について報告

平成 25 年 11 月 26 日（第 5 回）

基山町公共交通の調査結果による現況と課題の整理、基本方針の承認

平成 26 年 2 月 7 日（第 6 回）

基山町地域公共交通総合連携計画・運行計画、生活交通ネットワーク計画（素案）を承認

平成 26 年 3 月 3 日（第 7 回）（書面）

基山町地域公共交通総合連携計画について、全ての構成員から合意

平成 26 年 3 月 24 日（第 8 回）

基山町地域公共交通会議、基山町地域公共交通活性化協議会の合同会議開催により運行事業者決定報告、試験運行に関すること、運賃、協働推進事業、H26 年以降のスケジュールの承認

平成 26 年 4 月 30 日（第 9 回）

試験運行（第 1 次）、運行申請（乗合：運行方法・路線・ダイヤの見直し）、運賃（割引制度等含む）について承認

平成 26 年 6 月 6 日（第 10 回）

試験運行（第 2 次）、割引制度等実施に係る協議、基山町生活交通ネットワーク計画、地域協働推進事業の承認

平成 27 年 1 月 9 日（第 11 回）

ダイヤ等の見直し、協働推進事業協議、平成 26 年度事業評価

平成 27 年 2 月 26 日（第 12 回）（書面）

コミュニティバス路線及びダイヤの見直し、バス停（新設・移設）の議決

平成 27 年 3 月 20 日（第 13 回）

地域協働推進事業承認、平成 27 年度事業説明、平成 27 年 4 月 1 日ダイヤ改正の承認

平成 27 年 6 月 18 日（第 1 4 回）

基山町地域公共交通活性化協議会規約改正、平成 26 年度決算報告、平成 27 年度予算（案）及び平成 27 年度事業計画（案）、平成 28 年度生活交通確保維持改善計画（案）の承認

平成 27 年 6 月 24 日（第 1 5 回）（書面）

臨時便のダイヤ等承認

平成 27 年 12 月 24 日（第 1 6 回）

平成 27 年度事業評価、弥生が丘地区試験運行に関することの承認

平成 28 年 1 月 27 日（第 1 7 回）（書面）

弥生が丘地区試験運行に関するダイヤ、運賃、割引制度、新設バス停等の承認

平成 28 年 6 月 15 日（第 1 8 回）

平成 28 年度予算（案）及び平成 28 年度事業計画（案）、平成 29 年度生活交通確保維持改善計画（案）の承認

平成 28 年 12 月 12 日（第 1 9 回）（書面）

基山町地域公共交通活性化協議会広告審査委員会の設置と組織（案）の承認

平成 29 年 1 月 27 日（第 2 0 回）（書面）

平成 28 年度事業評価、基山町地域公共交通活性化協議会広告審査委員会の設置に伴う例規改正、運転免許返納サービスについて

平成 29 年 6 月 23 日（第 2 1 回）

平成 29 年度予算（案）及び平成 29 年度事業計画（案）、平成 30 年度生活交通確保維持改善計画（案）の承認

平成 29 年 7 月 12 日（第 2 2 回）（書面）

町道工事に伴うコミュニティバス路線の変更（案）の承認

平成 29 年 1 月 15 日（第 2 3 回）

平成 29 年度事業評価、コミュニティバス有料広告掲出要綱改正、公共交通サービス向上に関するアンケート結果について

平成 30 年 3 月 13 日（第 2 4 回）（書面）

平成 29 年度補正予算（案）及び平成 30 年度当初予算（案）の審議について

平成 30 年 6 月 27 日（第 2 5 回）

平成 30 年度事業計画（案）、平成 31 年度生活交通確保維持改善計画（案）の承認

平成 30 年 8 月 22 日（第 2 6 回）（書面）

生活交通確保維持改善計画変更届出書（案）の承認

平成 31 年 1 月 22 日（第 2 7 回）

地域公共交通確保維持事業に関する事業評価について、コミュニティバスお試し乗車について、運転免許証自主返納者への運賃割引について

令和元年 6 月 26 日（第 2 8 回）

令和元年度予算（案）及び令和元年度事業計画（案）、令和 2 年度生活交通確保維持改善計画（案）の承認

令和2年1月28日（第29回）
地域公共交通確保維持事業に関する事業評価について、コミュニティバスお試し乗車について

令和2年5月14日（第30回）（書面）
役員の改選（副会長）の承認

令和2年7月16日（第31回）
令和2年度予算（案）及び令和2年度事業計画（案）、令和3年度生活交通確保維持改善計画（案）の承認

令和3年1月19日（第32回）
地域公共交通確保維持事業に関する事業評価について、アンケート調査結果について、地域公共交通計画について

令和3年4月26日（第33回）（書面）
役員の改選（副会長）の承認

令和3年6月28日（第34回）
令和3年度予算（案）及び令和3年度事業計画（案）、令和4年度生活交通確保維持改善計画（案）の承認

令和3年8月11日（第35回）（書面）
生活交通確保維持改善計画変更届出書（案）について

令和3年10月6日（第36回）
基山町地域公共交通計画（案）、公共交通に関する町民アンケート調査票（案）、スマートモビリティチャレンジ（地域新 MaaS 創出推進事業）について、きやま地方創生モビリティ研究会について

令和3年11月26日（第37回）
スマートモビリティチャレンジ（地域新 MaaS 創出推進事業）について

令和3年12月21日（第38回）
基山町地域公共交通計画（案）について、コミュニティバス（長野線）迂回運行について、コミバスポイントカード付与方法変更について、基山町スマートモビリティチャレンジ実証実験について

令和4年1月28日（第39回）（書面）
地域公共交通確保維持改善事業（令和2年10月～令和3年9月）に関する事業評価について、アンケート調査結果について、地域公共交通計画について、スマートモビリティチャレンジ実証実験について

令和4年3月31日（第40回）（書面）
基山町地域公共交通計画（最終案）について

令和４年４月２６日（第４１回）（書面）

役員の改選（副会長）の承認

令和４年６月２４日（第４２回）

令和４年度予算（案）及び令和４年度事業計画（案）、令和５年度生活交通確保維持改善計画（案）の承認

令和５年１月２３日（第４３回）

地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について、公共交通サービス向上に関するアンケート結果報告令和５年６月２９日（第４４回）

令和５年度予算（案）及び令和５年度事業計画（案）、令和６年度生活交通確保維持改善計画（案）の承認

令和５年１０月１８日（第４５回）

令和５年度共創モデル実証プロジェクトの交付申請及び交付申請に伴う協定締結について

令和５年１２月１８日（第４６回）

地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について、令和５年度共創モデル実証プロジェクトについて

令和６年６月２７日（第４７回）

令和６年度予算（案）及び令和６年度事業計画（案）、令和７年度地域公共交通認定申請（案）の承認

19. 利用者等の意見の反映状況

- ① 基山町地域公共交通活性化協議会に、住民代表として基山町２行政区の区長会代表が参画し、協議を行った。
- ② 基山町地域公共交通活性化協議会に、民間バス事業者、タクシー事業者の代表者が委員として参画し、協議を行った。
- ③ 現在基山町で運行しているコミュニティバスを受託しているタクシー事業者に対し、現在の運行内容や行政への要望について聞き取り調査を実施した。
- ④ 基山町地域公共交通活性化協議会は公開としている。
- ⑤ アンケートをバスに設置し、バス利用者アンケート調査を行った。
- ⑥ 乗込調査を実施し、バス利用者に聞き取り・アンケート調査を行った。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 佐賀県基山町大字宮浦 666

（所 属） 基山町 定住促進課

（氏 名） 伊藤 健太郎

（電 話） 0942-92-7920

（e-mail） teiju-1@town.kiyama.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画

に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
基山町	有限会社 基山タクシー	(1) 基山駅～けやき台～高島団地～ 基山駅系統(1、2便)	基山駅	けやき台～高島団地	基山駅	循環 9.2km .km	308日	308.0回			路線定期	②(2)	JRの基山駅、けやき台駅と基山駅、 けやき台駅にて接続	③
	有限会社 基山タクシー	(2) 基山駅～けやき台～高島団地～ やよいがおか～憩の家～基山駅 系統(3便)	基山駅	けやき台～高島団地 ～やよいがおか～憩 の家	基山駅	循環 16.1km .km	308日	308.0回			路線定期	②(2)	JRの基山駅、けやき台駅と基山駅、 けやき台駅にて接続	③
	有限会社 基山タクシー	(3) 基山駅～けやき台～高島団地～ 憩の家～基山駅系統(4便)	基山駅	けやき台～高島団地 ～憩の家	基山駅	循環 13.8km .km	308日	308.0回			路線定期	②(2)	JRの基山駅、けやき台駅と基山駅、 けやき台駅にて接続	③
	有限会社 基山タクシー	(4) 基山駅～けやき台～高島団地～ やよいがおか～憩の家～基山駅 系統(5便)	基山駅	けやき台～高島団地 ～やよいがおか～憩 の家	基山駅	循環 11.5km .km	308日	308.0回			路線定期	②(2)	JRの基山駅、けやき台駅と基山駅、 けやき台駅にて接続	③
	有限会社 基山タクシー	(5) 基山駅～けやき台～高島団地～ やよいがおか～憩の家～基山駅 系統(6、8、9便)	基山駅	憩の家～高島団地～ やよいがおか～けやき 台	基山駅	循環 17.1km .km	308日	308.0回			路線定期	②(2)	JRの基山駅、けやき台駅と基山駅、 けやき台駅にて接続	③
	有限会社 基山タクシー	(6) 基山駅～けやき台～高島団地～ 憩の家～基山駅系統(7、10便)	基山駅	憩の家～高島団地～ けやき台	基山駅	循環 13.8km .km	308日	308.0回			路線定期	②(2)	JRの基山駅、けやき台駅と基山駅、 けやき台駅にて接続	③
	有限会社 基山タクシー	(7) 園部・長野通学～宮浦～中心部 ～本桜～園部～中心部(1便)	小松	園部～宮浦～中心部 ～本桜～園部～中心 部	基山駅	往 37.8km 復 .km	308日	308.0回			路線定期	②(2)	JR、甘木鉄道の基山駅、立野駅と基 山駅、甘木鉄道立野駅にて接続	③
	有限会社 基山タクシー	(8) 宮浦～本桜～園部～本桜～長野 ～宮浦(2便)	基山駅	宮浦～本桜～園部～ 本桜～長野～宮浦	基山駅	循環 37.5km .km	308日	308.0回			路線定期	②(2)	JR、甘木鉄道の基山駅、立野駅と基 山駅、甘木鉄道立野駅にて接続	③
	有限会社 基山タクシー	(9) 本桜～長野～中心部～本桜～園 部(3便)	基山駅	本桜～長野～宮浦～ 園部～本桜	基山駅	循環 30.km .km	308日	308.0回			路線定期	②(2)	JR、甘木鉄道の基山駅、立野駅と基 山駅、甘木鉄道立野駅にて接続	③
	有限会社 基山タクシー	(10) 中心部～園部～長野～本桜～宮 浦(4便)	基山駅	中心部～園部～長野 ～本桜～宮浦	基山駅	循環 26.2km .km	308日	308.0回			路線定期	②(2)	JR、甘木鉄道の基山駅、立野駅と基 山駅、甘木鉄道立野駅にて接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	基山町
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	
交通不便地域等	3,175

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
1,294	園部地区(行政区:第1区の一部、第2区)	局長指定
573	宮浦地区(行政区:第4区)	局長指定
436	城戸地区(行政区:第6区の一部)	局長指定
224	けやき台地区(行政区:第17区の一部)	局長指定
648	きやま台・神の浦地区(行政区:第10区)	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
地域公共交通計画	令和4年3月31日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

基山町デマンド交通および通学バス利活用実証運行事業

資料 4

事業の基礎情報

実施主体	基山町地域公共交通活性化協議会
事業実施地域	佐賀県基山町
共創の類型	官民共創 ・ 事業者間共創
他分野共創の類型	
共創パートナー	有限会社基山タクシー ・ 学校法人東明館学園 ・ 株式会社福山コンサルタント
運行形態	デマンド交通 ・ 定時定路線バス（通学バスの活用）
運行主体	有限会社基山タクシー（デマンド交通） ・ 学校法人東明館学園（定時定路線バス）

取組の概要

（現状の地域課題と事業目的）

基山町では、急速に高齢化が進む中、運転免許証の自主返納者の増加が予想され、自家用車に頼らずとも外出・移動しやすい環境創出が必要な状況にある。しかし、町内唯一のコミュニティバスは、運行頻度や鉄道との乗り継ぎ環境等、地域の移動ニーズに十分に対応できておらず、そのため利用者の減少、収益性の低下を招いており、町内輸送サービスの向上と運行効率化が喫緊の課題である。そこで、本事業では、町内輸送の最大効率化と採算性改善を両立しうる持続可能なサービスモデルの構築を目指す。

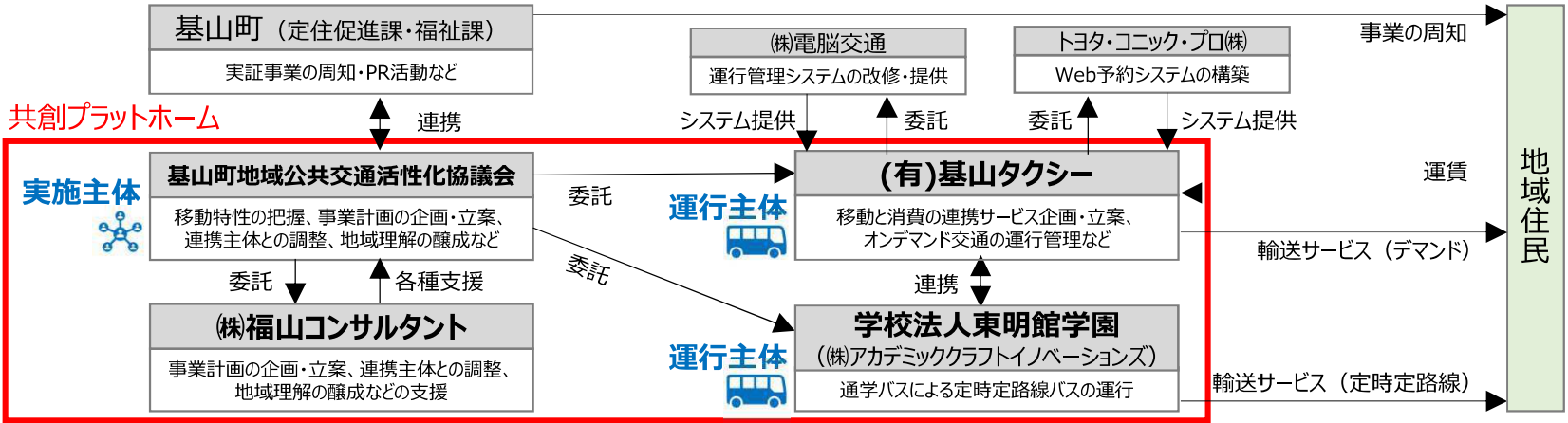
（事業の概要）

【①新たなモビリティ導入】町内唯一のタクシー会社と連携し、地域住民の移動特性や生活ニーズに対応した新たなモビリティ（デマンド交通）およびWeb予約システムを導入し、利便性や収益性、その他波及効果について検証する。

【②通学バスの利活用と通学需要との重ね掛け】町内の通学バスを運行する東明館学園と連携し、通学時間帯以外における一般住民を対象とした「定時定路線バス」としての活用等を行い、利便性や輸送効率性等について検証する。

基山町デマンド交通および通学バス利活用実証運行事業

事業の全体像・共創の仕組み



スケジュール

実施項目	主な実施内容	主な実施主体 (※)			2024年								2025年		
		A	B	C	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 補助金交付申請	補助金交付申請書の作成・提出、各種委託業務の発注手続きなど	●													
② 連携主体間の調整等	オンデマンド交通等の運行に向けた関係機関や町内施設・店舗との協議・調整	●	●	●											
③ 運行計画の立案・準備	オンデマンド交通等の運行計画検討および運行に係る準備（車両手配／予約システム構築／各種届出・手続き等）	●	●	●											
④ 広報・周知活動の計画・実施	事前住民説明会の実施（事業の目的・内容等）	●													
	チラシ、ポスター、HP、SNS等による広報 コミュニティバス利用者への広報	●	●												
⑤ 実証運行の実施	オンデマンド交通・定時定路線バス（通学バス活用）の運行		●	●											
⑥ 事後検証の実施	各種サービスの利用状況やニーズ把握および需要分析 採算性や波及効果に関する検証	●	●												
⑦ 実績報告	完了実績報告書の作成・提出	●													

(※) A：基山町地域公共交通活性化協議会／B：有限会社基山タクシー／C：学校法人東明館学園

基山町コミュニティバス 運行管理事業

コミュニティバス運行管理事業に係る公募型プロポーザル

実施スケジュール

公募開始（実施要領等の公表）	令和6年7月2日（火）
参加表明書受付期間	令和6年7月2日（火）～ 令和6年7月12日（金）
参加表明に関する質問期間	令和6年7月2日（火）～ 令和6年7月8日（月）
参加資格審査結果通知書送付	令和6年7月19日（金）
提案書受付期間	令和6年7月22日（月）～ 令和6年8月5日（月）
提案に関する質問期間	令和6年7月22日（月）～ 令和6年7月30日（火）
提案書プレゼンテーション	令和6年8月上旬 予定
審査結果通知	令和6年8月上旬 予定

基山町コミュニティバス運行管理事業仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、基山町が発注する基山町コミュニティバス運行管理事業に係る、基山町コミュニティバスの運行に関する業務に適用する。

【基山町コミュニティバス運行管理事業の期間】令和6年10月1日～令和9年9月30日

ただし、上記期間において、基山町が運行形態を見直すことになった場合、発注者と受注者で双方協議の上、期間を短縮する。

2 目的

現在基山町では、日常生活における通院、買物等町内の移動ニーズに対応するため、コミュニティバス路線6路線を運行している。本仕様書は、コミュニティバスの運行に関して、町民等の公共交通確保維持改善を図ることを目的とする。

3 事業内容

1 事業形態

本町の受注者として選定された運行管理事業者（以下「運行管理事業者」という。）で、この仕様書に基づく運行管理業務等に関する協定を締結し、運行管理事業者は、道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて運行を行うものとする。

2 運行開始日

令和6年10月1日

3 運行開始手続

運行管理事業者は、運輸局への申請・許認可に関する業務をはじめ、運行を開始するために必要な手続きについて、遅滞なく確実に行うこと。

4 運行路線・バス停配置

運行する路線・バス停配置はきやまコミュニティバス便利帳を参照とする。

路線名

(ア)【幹線系統】… 事業区分A

けやき台・高島線、中心部巡回線

(イ)【枝線系統】… 事業区分B

園部線、宮浦線、長野線、本桜線、中心部巡回線

5 運行日

各路線の運行日は、月曜日から土曜日とし、日曜日、祝日、年末年始は運休とする。

6 運行ダイヤ

各路線の運行ダイヤは「きやまコミュニティバス便利帳」のとおりとする。

(※運行改善に伴い見直しを行う場合がある。)

7 運行車両

1 車両の条件

車両は「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準」に適合する自動車、又は九州運輸局の定める「移動等円滑化基準適用除外自動車の認定要領」に適合する自動車であることが望ましいが、困難な場合は、本町と協議し承諾を受けること。また、路線定期運行の各種基準に適合する仕様とすること。

2 使用車両は以下のとおりとする。なお、予備車両は含んでいない。

(ア) けやき台・高島線、中心部巡回線【幹線系統】… 事業区分A

乗車定員（乗務員を含まず、9人乗り以上）

(イ) 園部線、宮浦線、長野線、本桜線、中心部巡回線【枝線系統】… 事業区分B

乗車定員（乗務員を含まず、9人乗り以上）

※ 両路線において、予備車両を準備すること。

※ 運行の状況を考慮し、追走車両、または、乗車人数が多い車両により運行改善ができること。

3 車両の確保

運行に使用する車両は運行管理事業者で準備するものとし、維持管理を行うものとする。車両の車検及び故障等により使用できない場合の予備車両及び定員超過時の対応のための予備車両は、運行管理事業者で準備する。

車両デザイン等は、マグネットシール等により運行系統が分かるようにすること。

4 車両確保の確認

運行管理事業者は、運行開始日の1週間前までに運行予定の車両を準備し、本町の確認を受けること。

8 運行準備

1 運行開始日までに道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の認可等に関する審査基準を満たすこと。

2 運行開始日までに運行路線について各種法令に基づく許可、認可等を有すること。

3 運行開始日までに各種法令に基づく施設、設備、体制が整い、問題なく運行できること。

4 運行管理事業者のやむを得ない事情等により、運行開始日までに手続きが整わない場合は、発覚した時点で直ちに本町へ報告し、その対応について協議するとともに、一刻も早く基準を満たして運行するよう努めること。

5 バス停留所設置に係る各種許可・届出等の手続きは、本町と協力して行うこと。

9 料金

1 通常料金

輸送した時間並び距離にかかわらず1日当たりの定額料金とする。料金の変更等が必要

になった場合は、地域公共交通会議で協議のうえ決定する。

2 割引対象者

下記の者については、料金を割引くものとする。

ア 小学生

イ 回数券などの割引制度や乗継券の利用者

3 無料対象者

下記の者については、無料とする。

ア 小学生未満

イ 身体（精神）障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のいずれかを携帯している方

ウ 運転免許証の自主返納者

エ 移住体験住宅利用者コミバスお試しパスポートを携帯している方

10 車内広告

- 1 車内掲示用の案内表示の作成（路線図、運行ダイヤ）は、基本的には運行管理事業者で行う。
- 2 運行管理事業者は、本町と協議の上、車内広告等を掲出することができるものとする。

11 運行経費の負担

1 負担の方法

当該路線は地域公共交通確保維持改善事業の補助金を受けることを前提とする。本町の負担は、当該路線の運行に関する予算の範囲内で、次のとおりとする。

負担額＝（運行経費見積額と業務期間における運行経費のうち、いずれか少ない額）－当該路線に係る収入（地域公共交通確保維持改善事業の補助金を含む。）

ただし、燃料費の高騰など運行管理事業者の責に帰さないやむを得ない事由により運行経費が増加した場合は、別途協議するものとする。

2 経費には以下のものを含むこととする。

ア 人件費（運転業務及び停留所ごとの乗降記録を含む）

イ 燃料油脂費

ウ 車両の調達費

エ 車両の修繕、点検、保管費

オ 課税公課（自動車税・自動車重量税）

カ 保険料（自動車損害賠償責任保険料掛金、自動車任意保険料掛金）

キ 停留所設備の維持・管理

ク その他業務に必要な経費

- 3 その他業務には、運輸局への申請業務、地域公共交通会議・地域公共交通活性化協議会への報告業務、乗降客の安全確保・移動制約者の乗降補助、乗車券の発行、料金徴収・管理、車内案内アナウンス、緊急時の対応（緊急連絡、予備車の確保等）、車両清掃、業務期間中の

運行に係る備品の補完・管理等、運行に必要な業務一切を含むものとする。

12 公募時の提案事項

- 1 運行管理事業者は、公募時の提案事項に基づき、運行管理事業を行うものとし、年度末までに公募時の提案事項の実施状況を報告するものとする。
- 2 本町は、必要に応じて実施状況の報告を求めることができる。

13 利用状況調査の実施

乗降調査

- ア 調査員等により、利用者ごとの乗車場所及び降車場所を調査する。
- イ 乗務員等により、便及びバス停別の乗降者数を調査する。
- ウ 調査後速やかに調査結果をまとめ、報告書を作成する。
- エ 調査日
アの調査は、運行期間内で本町の指示により決定し、半年間に1日程度とする。イの調査は原則、全運行日とする。

14 運行管理

- 1 運行管理事業者は、利用者を安全かつ確実に輸送するよう運行を管理すること。
- 2 運行管理事業者は、協定書締結までに許認可に係る証書の写し、業務従事者及び運行管理者名簿、車両及びバス停管理台帳、事故及び苦情等の処理体制を示した書類等を町に提出すること。なお、その後の異動があった場合についても同様とする。
- 3 運行管理事業者は、毎月5日までに前月の運行及び車両管理状況、乗降者数、運賃収入等の報告書及び本町の指示する資料を町に提出すること。
- 4 車両の点検・車検又は故障等による代車については、運行の支障のないように同等品以上の車両を準備し、運行すること。

15 管理体制

1 管理責任者

- ア 運行管理事業者は、業務を執行するにあたり管理責任者を定める。
- イ 管理責任者は、乗務員及び運行管理業務に係る者を監督し、常に適正な運行管理に努めなければならない。
- ウ 管理責任者は、業務を執行するにあたり交通安全に万全を期し、従事者に交通安全教育を徹底させるものとする。
- エ 乗務員及び運行管理業務に携わる者には、心身に異常のある者を従事させないこと。
- オ 運転中に事故が発生した場合は、管理責任者は直ちに事故調査をし、町へ事故の詳細を報告するとともに、速やかに事故処理の対応をすること。なお、故障並びに苦情等についての対応も同様とする。
- カ 運行中の事故等による損害又は障害等に対する賠償は、運行管理事業者がその責を負う

こと。ただし、運行管理事業者の責によらないものは、この限りでない。

キ 運行管理事業者は、本業務の実施にあたり、損害賠償任意保険に加入しなければならない。

ク 天災、その他やむを得ない事由により、運行の変更又は中止をする場合は、速やかに町へ報告しなければならない。

ケ 運行管理事業者は、利用者からの意見や要望があった場合は、速やかに町へ報告するものとする。

2 乗務員

ア 業務に従事する乗務員は法定免許取得者とし、事故防止に最善の注意を払うこと。

イ 運転中に事故が発生した場合には、乗務員は直ちに管理責任者に報告し、指示を仰ぐこと。なお、故障及び苦情等についての対応も同様とする。

ウ 天災、その他やむを得ない事由によりバス運行に支障が生じる恐れがあると判断したときは、乗務員は直ちに管理責任者に報告し指示を仰ぐこと。

16 補助金の申請手続き等

運行管理事業者は、国庫補助の「地域公共交通確保維持改善事業」の補助金交付を受けるための申請書作成や交付額決定後の支払請求書提出等の必要な手続きを行う。

17 協定の解除

本町は、次のいずれかに該当すると認められたときは、協定の全部又は一部を解除することができる。

ア 運行管理事業者が協定に定める義務を履行しないとき。

イ 運行管理事業者の責に帰する理由により、運行期間内に運行管理事業を完了する見込みがないことが明らかになったとき。

18 損害賠償

運行管理事業者は、運行の実施にあたり、バス利用者の生命及び身体を害したとき、あるいは他者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

19 協議事項

本仕様書に定めのない事項及び協定の各条の解釈に疑義が生じた場合は、本町と運行管理事業者の双方が誠意をもって協議のうえ、定めるものとする。

20 その他

1 運行管理事業者は、関係法令遵守の上、本運行管理事業を遂行するものとする。

2 運行期間中に発生した、本運行管理事業に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は、運行管理事業者が負うものとする。

3 運行管理事業者として選定後、基山町地域公共交通会議・基山町地域公共交通活性化協議

会の委員として参加を要請する場合があるので、対応すること。なお、協定締結後は基山町地域公共交通会議・基山町地域公共交通活性化協議会の委員として参加することを条件とする。

- 4 本町での協議により、運行開始後に運行サービス水準（運行路線・バス停配置、運行ダイヤ、運行日、運行車両、料金など）を変更する場合があるので、基山町地域公共交通会議・基山町地域公共交通活性化協議会で承認が得られた場合は対応すること。

コミュニティバス臨時運行のお知らせ

問 定住促進課 地域公共交通係 ☎ 92-7920

「きのくに祭り」及び荒穂神社で行われる第4区自治会主催の「夏越し祭り」の開催に伴い、コミュニティバスの臨時運行を行います。祭り当日は、時刻表及び路線の一部が変更になりますので、ご注意ください。

【きのくに祭り】

▽開催日

7月20日(土)

▽運行時間の変更内容 1・2号車ともに全線、時間を延長して運行します。延長運行の時刻表は、祭りのチラシと一緒に全戸配布します。

▽路線の変更内容（図1）

終日、町道基山駅前線の一部が通行止めになりますので、「基山駅前通り」バス停には停車しません。「基山駅」バス停をご利用ください。

▽料金 全区間一律：100 円

※小学生：50 円

※コミュニティバスが無料の方は臨時便も無料です。

▽支払方法 臨時便（1号車午後7時以降の便・2号車午後6時以降の便）では、現金のみになります。

※きやまんきつぷ、げんきつぷ、1 か月フリーパス及び

QRコード決済でのご乗車はできません。



【夏越し祭り】

▽開催日

7月27日(土)

▽運行時間及び路線の変更内容（表1・図2）

2号車の午後4時25分以降の長野線、本桜線及び宮浦線が運休になり、夏越し祭り特別臨時便に変更となります。

▽料金

全区間一律：無料

【図2】夏越し祭り運行ルート



【表1】夏越し祭り時刻表

夏 越 し 祭 り 特 別 臨 時 便	行 き				帰 り			
	表示番号	バス停	1 便目	2 便目	表示番号	バス停	3 便目	4 便目
	①	オの上	17:10	17:30	会場	荒穂神社	20:00	20:30
	②	住吉	17:11	17:31	⑧	不動寺・南田	20:05	20:35
	③	引地東	17:12	17:32	会場	荒穂神社	20:10	20:40
	④	引地西	17:13	17:33	⑦	仁蓮寺	20:11	20:41
	⑤	辻	17:15	17:35	⑥	一井木	20:13	20:43
	⑥	一井木	17:17	17:37	⑤	辻	20:15	20:45
	⑦	仁蓮寺	17:19	17:39	④	引地西	20:16	20:46
	会場	荒穂神社	17:20	17:40	③	引地東	20:17	20:47
				②	住吉	20:19	20:49	
				①	オの上	20:20	20:50	

※祭りにお越しの際は、是非コミュニティバスをご利用ください。

※「きのくに祭り」及び「夏越し祭り」が中止になった場合は、通常どおり運行します。